

上限価格方式の運用に関する研究会

中間取りまとめ骨子(案)

令和5年1月23日

事務局

1. IP網へのマイグレーションに伴う料金体系変更への対応

検討事項

- ◆ 令和6年1月以降にNTT東日本・西日本により提供(料金設定)されることとなる県間通話、国際通話について、どのように扱うべきか。

(事業者意見)

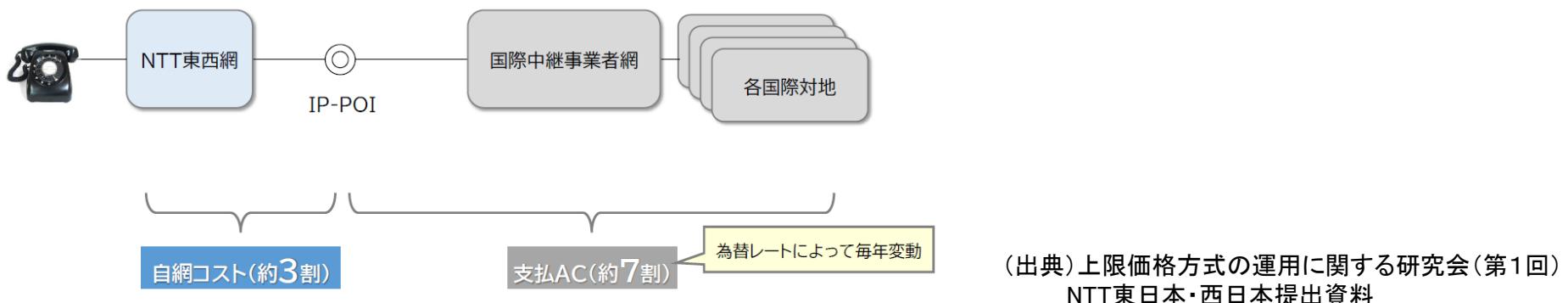
- ・ 国際通話は、トラヒック自体も減少傾向にあるが、対地国が約240ヶ国あり、ユーザ料金・アクセスチャージ(AC)はそれぞれ異なる。また、コストの約7割が当社の裁量範囲外の国際中継ACであり、為替レート等による変動もあるため、プライスキャップのような規制にはなじまないのではないか。
- ・ ワイヤレス固定電話は、光回線電話同様、省令で実質的に上限料金が規定されており、改めてプライスキャップ規制の対象とする必要はないのではないか。

方向性(案)

- ・ 県間通話については、全国一律の料金として県内通話(市内通話及び県内市外通話)と同様の条件で提供されるものであることから、県内通話と区別する必要性はなく、プライスキャップ規制の対象として取り扱うことが適当ではないか。
- ・ 国際通話については、対地国によりその料金幅等が多様であること、コストの約7割が国際中継アクセスチャージであることから、NTT東日本・西日本による料金設定の裁量の範囲が少ないため、プライスキャップ規制にはなじまないのではないか。
- ・ ワイヤレス固定電話については、基本料金の額がNTT東日本・西日本が提供する加入電話の上限を超えない額で提供されるものと定義されており(施行規則第14条第4号イ)、改めてプライスキャップ規制にかける必要はないのではないか。

(参考) 国際通話コストの構成・ワイヤレス固定電話の定義

【国際通話コストの構成】



【ワイヤレス固定電話の定義規定】

○電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）

（基礎的電気通信役務の範囲）

第十四条 法第七条の総務省令で定める電気通信役務は、次に掲げる電気通信役務（卸電気通信役務を含む。）とする。

- アナログ電話用設備（事業用電気通信設備規則（昭和六十年郵政省令第三十号）第三条第二項第三号に規定するものをいう。以下この条、第二十七条の二第二号イ、第二十七条の四第二号ロ並びに第二十七条の五第一項第三号及び第十一号並びに別表第一号において同じ。）（ワイヤレス固定電話用設備（事業用電気通信設備規則第三条第二項第四号の三に規定するものをいう。以下同じ。）を除く。以下この条において同じ。）を設置して提供する音声伝送役務であつて、次のイからハまでに掲げるもの（手動により通信の交換を行うもの及び公衆電話機を用いて提供するものを除く。）
 - イ アナログ電話用設備である固定端末系伝送路設備のみを用いて提供される電気通信役務 アナログ電話用設備である固定端末系伝送路設備に対応する部分に係るもの

四 第一号に掲げる電気通信役務を提供する電気通信事業者が、ワイヤレス固定電話用設備を用いて提供する音声伝送役務であつて、次のイからハまでに掲げるもの

- イ ワイヤレス固定電話用設備である端末系伝送路設備のみを用いて提供される電気通信役務 ワイヤレス固定電話用設備である端末系伝送路設備に対応する部分に係るものであつて、基本料金の額が当該電気通信役務の提供に係る区域における適格電気通信事業者が提供する第一号イに掲げる電気通信役務（施設設置負担金の支払を要しない契約に係るものを除く。）の基本料金の額（押しボタンダイヤル信号とそれ以外とに区分されている場合は押しボタンダイヤル信号に係る額とし、住宅用とそれ以外とに区分されている場合は利用の態様に応じた区分に係る額とする。）を超えない額で提供されるもの

□～ハ (略)

プライスキャップ制度における「メタルIP電話」の扱い

検討事項

- ◆ 令和6年1月から始まる「メタルIP電話」は加入電話に相当するものであるため、サービスの変更ではなく、料金体系の変更として捉え、料金指数の算出について適切な計算方法を検討すべきではないか。
- ◆ 現行の実際料金指数は、距離別料金を前提として算出されていることから、全国一律料金を前提とした算出方法に変更する必要があるのではないか。
- ◆ 変更後の料金体系に合わせて距離別トラヒックを取得しない場合、基準料金をどのように設定すべきか。

(事業者意見)

- ・ 距離段階別トラヒックを、IP網への移行後も取得する場合、料金指数算定のためにシステムに機能を実装させる必要があり、開発コストもかかるため事業者として非常に大きな負担。
- ・ 新たな算定方法においても、これまでの料金指数との継続性(料金低廉化状況の引継ぎ)が確保されることが不可欠。
- ・ IP網への移行後の指數計算のためのトラヒックは全国一括とし、基準時料金は制度開始時の平成12年4月から令和6年1月の全国一律料金に変更する。
- ・ 令和6年1月時点の基準時料金については、いったん平成12年4月を基準時料金とした状態で全ての距離段階別料金(現在料金)を変更後の8.5円とし、前年度(令和4年度)の距離段階別トラヒックを用いて指數を算定したうえで、その指數が引き継がれるように令和6年1月時点の料金を割り戻し調整することで、指數の連続性を維持すべきである。
- ・ 県間通話は、これまで提供していない新たなサービスとなるが、料金指數全体に影響を与えないように、平成11年報告書における「新サービスの扱い」に基づき、県間通話の類似サービスである県内通話の料金低廉化の実績を反映することが適当であり、IP網への移行時の県内通話の基準料金指數を県間通話料にも適用し、令和6年1月時点の新料金を基準料金指數で割り戻すことで基準料金を設定すべきではないか。

(構成員意見)

- ・ 令和4年度トラヒックベースでつなぐ手法は、物価指數や経済指數の旧推計・新推計をつなぐときに行う手法であり、ブレインシングの考え方でつなげていく方法に対応するため、合理的な考え方ではないか。<伊藤構成員・中村構成員同旨>
- ・ IP網への移行に対応するのであれば、より合理的に、あまりコストをかけずに済むような方法がよいのではないか。<長田構成員>

「メタルIP電話」の扱い

方向性(案)

- ・「固定電話網の円滑な移行の在り方 一次答申～移行後のIP網のあるべき姿～」(平成29年情報通信審議会答申)で整理されたとおり、IP網への移行に伴い、NTT東日本・西日本が今後提供するメタルIP電話は、加入電話と同様の性格を有するものである。
- ・メタルIP電話は、NTT東日本・西日本におけるネットワークの設備変更が行われることによる加入電話の置き換えであること、利用者にとって料金以外のサービス内容の変更がないことから、サービス変更ではなく、単なる料金の変更として捉えることが適当ではないか。
- ・「新たな料金制度の運用等の在り方に関する研究会」報告書(平成11年。以下「平成11年報告書」という。)で整理されたりとおり、料金指数の算出にあたっては、距離段階別料金が全国一律料金となる点を踏まえるべきではないか。

固定電話網の円滑な移行の在り方 一次答申～移行後のIP網のあるべき姿～ 情報通信審議会（平成29年3月28日）

3.3 利用者料金規制の在り方 3.3.2 具体的方向性(考え方)

IP網への移行に伴い、NTT東日本・西日本が今後提供するメタルIP電話は、利用者の利益に及ぼす影響が大きい固定電話サービスとして現在の加入電話と同様の性格を有するものと考えられる。このため、メタルIP電話(ISDN電話及び公衆電話も含む)を特定電気通信役務として位置付け、現行の加入電話と同等の利用者料金規制(プライスキャップ規制等)を課すことが適当である。

「電気通信分野における上限価格方式の運用の在り方」 新たな料金制度の運用等の在り方に関する研究会(平成11年6月28日)

第3章 料金指数の算出方法 第2節 料金指数算出に当たり留意すべき点について

3 料金体系の変更を伴う料金改定時の扱い

料金体系の変更については、単純な料金値下げと異なり、料金指数に与える影響を単純に算出することができないため、個々について、料金の変更前後でユーザ負担にどのような影響を与えるかを明らかにした上で、料金指数の算出に反映させる方法を考える必要があると考えられる。

(中略)

料金体系に大幅な変更を加える場合については、実際にこのような料金設定が行われた時点において、個々のケースに応じて適切な計算方法を検討することが必要となると考えられる。

実際料金指数の算出方法（県内通話）

方向性(案)

- 料金指数算出のためのトラヒックは、距離段階別トラヒックをプライスキャップ制度のためだけに求めることは規制対応コストの観点から望ましくなく、料金指数の算出方法を簡素なものとするためにも、全国一律となる料金体系に合わせて、全国一括とすべきではないか。
- 基準料金は、プライスキャップ制度開始以降の料金指数との連続性を保つため、現在の平成12年4月時点から料金体系が変更される令和6年1月時点の料金に変更し、これを平成12年4月時点料金を基準に用いて算出した令和6年1月時点の料金指数で割り戻すべきではないか。

【現行】

区域内	×	区域内
隣接料金	×	隣接料金
～20km	×	～20km
...	×	...
100km～	×	100km～
現在料金		前年度トラヒック

【R6.1～】

一律	×	全国
現在料金		前年度トラヒック

区域内	×	区域内
隣接料金	×	隣接料金
～20km	×	～20km
...	×	...
100km～	×	100km～
H12年4月料金		前年度トラヒック



R6.1 一律 (割り戻し※)	×	全国
基準料金		前年度トラヒック

※平成12年4月時点の料金を基準に用いて算出した令和6年1月時点の料金指数により割り戻し

実際料金指数の算出方法（県間通話）

方向性(案)

- 平成11年報告書では、新サービスの料金指数算出について、「既存サービスと類似性があり、代替性があるサービス」については、既存サービスと同一の料金指数算出単位として料金指数に反映すること、「全く新しいサービス」については、基準料金を他の適用対象サービスの料金指数で割り戻す等により、料金指数水準に影響を与えないようにすることが必要としている。
- 県間通話を令和6年1月からプライスキャップ制度の対象とする場合、制度開始時からの料金指数水準に影響を与えるないように、県間通話導入時(令和6年1月)時点の料金を現在の既存対象サービスの料金指数(平成12年4月時点を基準とした令和6年1月時点の料金)で割り戻し、県間通話に係る基準料金として設定することが適当ではないか。
- なお、NTT東日本・西日本のメタルIP電話は全国一律料金で提供されるため、令和6年1月以降の実際料金指数は同一の算出単位とすべきではないか。

「電気通信分野における上限価格方式の運用の在り方」
新たな料金制度の運用等の在り方に関する研究会(平成11年6月28日)

第3章 料金指数の算出方法 第2節 料金指数算出に当たり留意すべき点について

2 新サービスの扱い

(1) 既存サービスと類似性があり、代替性があるサービス

(略)類似のサービス(既存サービス、既存の新サービス、新サービス)を同一の料金指数算出単位として扱うこととする。

(2) 全く新しいサービス

(略)

この場合、上限価格方式が適用された当初は、全体の料金指数に与える影響はないので問題はないが、次に料金変更が行われた場合、料金指数の基準時におけるそのサービスの料金が存在しないため、その料金変更を料金指数に反映させる方法が問題となる。

これについては、基準時の料金を提供開始時の料金と同一に設定する方法が考えられるが、この方法により加重平均して料金指数を計算すると、基準時から提供開始時まで料金は変化していないものとして扱うため、適用開始時から変化している料金指数を大きく変動させる可能性があり、適当ではない。

したがって、現在の料金を他の適用対象サービスの料金指数値で割り戻す等により基準時の料金を仮に設定し、料金指数水準に影響を与えないようにすることが必要となると考えられる。

X値や基準料金指数の扱い

検討事項

- ◆ 令和6年1月の利用者料金変更に併せて、適用期間中のX値及び基準料金指数を変更する必要があるか。
- ◆ X値については、算定のために必要なNTT東日本・西日本の収入予測及び収入費用に対する料金体系の変更の影響を踏まえて検討すべきではないか。
- ◆ 基準料金指数については、実際料金指数の算出方法及びX値の扱いに応じて対応すべきではないか。

(事業者意見)

- ・ IP網への移行後の通年ベースの費用実績が最初に出るのは令和7年度であり、令和8年度まで収支予測の基礎となる会計実績がないため、それまでの間は、実績に基づく収支予測、X値の決定が困難である。
- ・ IP網への移行後は、電話以外の他のサービスとIP網を共有するため、電話以外のサービスを含めた予測作業が発生するという点において、これまで以上の稼働をかけて取り組む事になる懸念がある。

(構成員意見)

- ・ IP網への移行に係る過渡期は、予測に予測を重ねるような費用情報で計算することになるため、正確なデータがどれる時期に整合的に計算していくという方法が望ましいのではないか。<中村構成員>
- ・ IP網への移行に対応するのであれば、より合理的に、あまりコストをかけずに済むような方法が良いのではないか。<長田構成員>(再掲)
- ・ IP網へ移行するタイミングがする年度の区切りに合わない点については難しい点はあるが、X値算定に用いる3年分の立方根の代わりに月数にあったものに合わせるなどの手法により、形式的に体裁を整えることは可能ではないか。<伊藤構成員>

X値や基準料金指数の扱い

方向性(案)

- ・ X値の算定には、NTT東西の直近の決算値を踏まえた費用予測を使用しているが、令和6年1月時点ではPSTNを前提とした決算値(令和4年度)しか得られず、仮にX値を算定し直すこととした場合、IP網に係る費用は推計が必要となる。また、この時期(令和6年1月～令和7年1月)はPSTNとIP網の併用期間となるため、更に推計を重ねる必要がある。
- ・ X値の算定に係る事業者負担に鑑みれば、算定方法は合理的であることが望ましく、また、推計を重ねるよりも、正確なデータに基づき整合的に計算することが望ましい。また、PSTNからIP網への移行期では、一時的な費用の上昇も想定されるため、IP網への移行後の決算データが得られるまでは、PSTNに基づく決算値を使用したX値及び基準料金指数を適用することが適当ではないか。

	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度
マイグレーションスケジュール		PSTN		★料金変更 PSTN/IP網併用	IP網への完全移行		IP網	
決算値	R2年度 (PSTN)	R3年度 (PSTN)	R4年度 (PSTN)	R5年度 (PSTN/IP)	R6年度 (PSTN/IP)	R7年度 (IP)	R8年度 (IP)	R9年度 (IP)
検討タイミング								
X値適用期間	→	←	現行X値(R3.10～R6.9)	→	↓	次期X値(R6.10～R9.9)	→	次々期X値 (R9.10～R12.9)
基準料金指数適用期間	→	←	←	→	←	→	←	→

2. 対象サービスの検討

加入者回線サブバスケットの扱い

検討事項

- ◆ 音声伝送バスケットに占める加入者回線サブバスケットの割合が年々上がっており、また、X値も音声伝送バスケットと加入者回線サブバスケットに同じ値を適用しているなかで、サブバスケットを維持する必要はないのではないか。

(事業者意見)

- ・ 音声バスケットの中では、加入者回線バスケットが大宗であり、通話料が指数に与える影響割合はかなり低下しており、IP網への移行後に料金が一層下がることで、ますますその影響は低下していくことが見込まれている。

(構成員意見)

- ・ サブバスケットの区別を今後も続けていくかどうかについては、取り扱ってもよいのではないか。<伊藤構成員>

方向性(案)

- ・ 音声伝送バスケットに占める加入者回線サブバスケットの割合が年々上がっており、また、X値も音声伝送バスケットと加入者回線サブバスケットに同じ値を適用しているなかで、サブバスケットを維持する必要はないのではないか。

プライスキャップ制度の今後の在り方

追加検討事項

- ◆ プライスキャップ制度は、競争が十分に進展していないサービスであって、利用者の利益に及ぼす影響が大きいものを対象としているが、現在規制対象となっている固定電話は需要減が顕著であり、制度の導入当初の目的・役割は終えたのではないか。

(事業者意見)

- ・ 特定電気通信役務は、利用者の利益に及ぼす影響が大きい役務が対象だが、当社の住宅用通話料収入額が家庭最終消費支出に占める割合は約0.003%。様々な代替サービスが利用されている状況に鑑みれば、住宅用に係る需要も含めて利用者への影響は大きいとは言えないのではないか。
- ・ 物価上昇が懸念される中でプライスキャップ制度を継続せざるを得ないとしても、少なくとも通話料は規制の対象外としていただきたい。
- ・ 音声通話サービスについては、利用者が様々な手段を選択可能であることに加え、固定電話の通話料はIP網への移行により全国一律料金への見直しを行うなど低廉化を見込んでおり、通話料への規制の必要性は低下しているのではないか。
- ・ 通話料を規制の対象から外した場合でも、総務省において、指定電気通信役務損益明細表や、指定役務の約款届出により収支や料金の動向確認は可能。万が一値上げをしても他の安いサービスに移行されるだけなので、そうした懸念も存在しないと考えている。

プライスキャップ制度の今後の在り方

(構成員意見)

- ・ プライスキャップは使命を終えたのではないか、という考えに賛同できる部分が多いが、継続性の問題さえ解決すれば、時間軸に沿って料金単価がどう変わっているかが透明化される仕組みは必要。<伊藤構成員>
- ・ 昨今のエネルギー価格の上昇を受けた物価上昇局面を考えると、趣旨としての上限価格方式は生き得ると思っている。エネルギー価格とダイレクトに連動するような品目ではないということを勘案しても、電気通信にCPI-Xの上限を超えない規制があるということは、これからも続していく価値があると考える。<関口構成員>
- ・ 電気通信役務の役割も、競争状況、代替性もプライスキャップの導入時とは大きく変わっている。今回の議論に当たつては、実際の計算方法の検討も必要である一方、並行して、これからのプライスキャップ規制をどうすべきかも議論すべきではないか。<山内構成員>
- ・ 規制の在り方をそもそも論から考える必要があり、何らかの見直しをしてもいいのではないか。<関口構成員>
- ・ 固定電話の音声のサービスと、携帯電話やオンラインツール等の他のサービスとの競争の有無・代替性の有無については、エビデンスに基づき論理的に議論する必要がある。<中村構成員>
- ・ ユニバーサルサービスがブロードバンドに拡大した中で、利用者への影響が大きい役務はデータ通信に移っているのではないか。データ通信は、地域によってブロードバンド1社提供もあるなど競争が機能していない面もあるだろうから、議論を続けていく必要があるのではないか。<中村構成員>
- ・ 通信分野は生活に絶対に必要なものとなっているが、1社提供の地域などもある以上、競争全体に目を向け、その中でどういう仕組みが正しいのかをきちんと議論するタイミングに来ているのではないか。<長田構成員>

方向性(案)

- ・ 昨今の物価上昇局面に鑑みれば、国民生活に不可欠である電気通信分野に利用者料金の上昇を抑制する仕組みは引き続き必要と考えられるのではないか。
- ・ 平成12年の制度導入以降、電気通信役務の役割や競争状況、代替性等に変化が見られるものの、平成21年に専用役務を対象外とした以外に大きな見直しは行われていないため、これらの環境変化を踏まえた制度の在り方について総務省において根本的な見直しを行うべきではないか。
- ・ その際は、現在の制度対象である固定電話サービスに限らず、代替となりうるその他の音声サービスやブロードバンドサービスなどについて、エビデンスに基づく競争環境や代替性等幅広い視点からの検討を行う必要があるのではないか。

(参考) 固定電話市場の競争状況

電気通信事業分野における市場検証(令和3年度) 年次レポート

⑤ 固定電話市場

市場構造に関する指標として、東日本・西日本別に事業者別シェア等を確認したところ、いずれにおいても、NTT 東西のシェアは減少傾向にあるものの、依然として 60%を超えている。

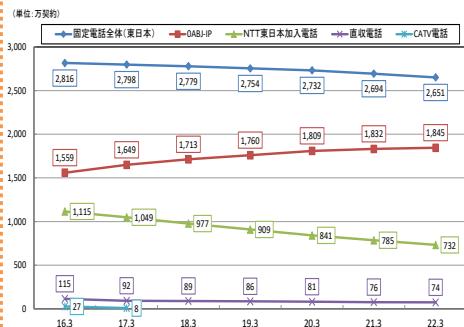
市場全体の動向に関する指標として、固定電話の契約数の推移等を確認したところ、固定電話全体では、特に NTT 東西加入電話が減少していることを要因として、緩やかに減少を続けています。

事業者のサービス間の代替性に関する指標として、主要各社の契約数の増減率等を確認したところ、主要各社の契約数の増減率について、直近では、NTT 東西は毎期 -2% ~ -3% 程度で減少を続けており、KDDI グループは毎期 -1% ~ ±0% 程度、ソフトバンクは毎期 +3% ~ +4% 程度、オプテージは毎期 ±0% 程度で推移している。

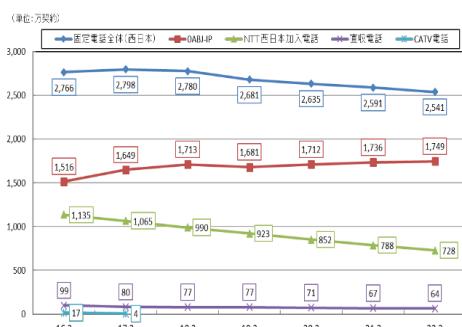
このように、固定電話市場においては、NTT 東西のシェアは2位以下の事業者のシェアを大きく引き離しているものの、そのシェアは減少傾向にあり、市場全体としても、継続的に縮小傾向にある。

【固定電話の契約数の推移(東西別)】

【東日本地域】

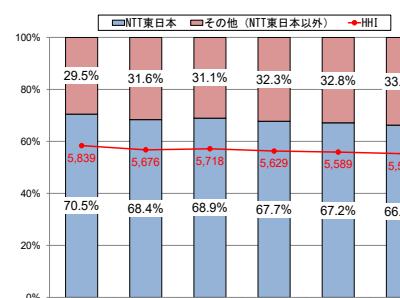


【西日本地域】

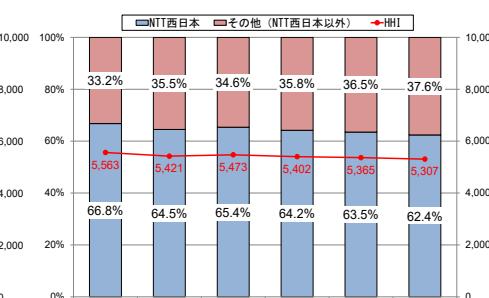


【固定電話の契約数における事業者別シェアの推移(東西別)】

【東日本地域】



【西日本地域】



注 1 : 「OABJ-IP電話」は、利用番号数をもって契約数とみなしている。なお、OABJ-IP電話はNTT東西加入電話等との代替性が高いため固定電話に加えている。

注 2 : 「CATV電話」は、CATV事業者が提供する固定電話サービスのうちアナログ電話を計上している。なお、CATV事業者が提供するIP電話については「OABJ-IP電話」に計上している。以下同じ。

(参考) 固定系ブロードバンド市場競争状況

電気通信事業分野における市場検証(令和3年度) 年次レポート

① 固定系ブロードバンド市場

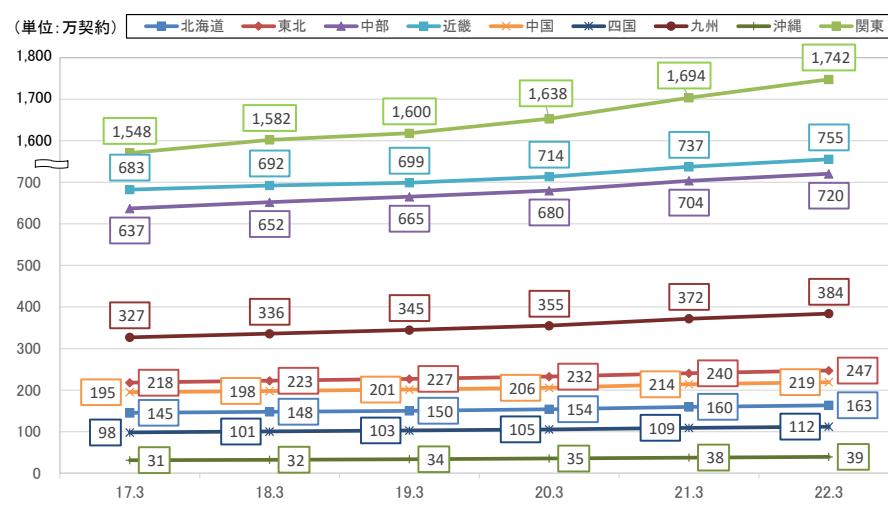
市場構造に関する指標として、地域ブロック別の事業者別シェア等を確認したところ、北海道・東北においては、NTT東西のシェアが高い状態が続いている。関東・中部・沖縄においては、KDDIグループが一定程度のシェアを有しているものの、NTT東西のシェアが50%を超える状態が続いている。近畿においては、KDDIグループのほか、電力系事業者が一定程度のシェアを有しており、NTT東西のシェアは50%を下回っている。中国・四国・九州においては、KDDIグループや電力系事業者が一定程度のシェアを有しているものの、NTT東西のシェアが50%を超える状態が続いている。

市場全体の動向に関する指標として、地域ブロック別の固定系ブロードバンドの契約数の推移等を確認したところ、固定系ブロードバンドの契約数は、いずれの地域ブロックにおいても、緩やかに増加している。

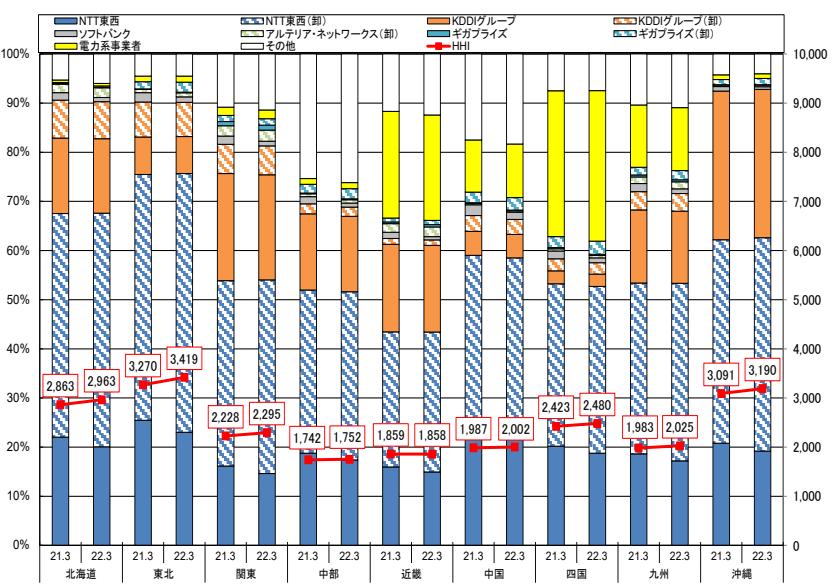
事業者のサービス間の代替性に関する指標として、主要各社の契約数(卸電気通信役務の提供に係るものは含まない。)の増加数・減少数等を確認したところ、主要各社の契約数について、2021年度においては、NTT東西は44万の減少であり、NTTグループ(NTT東西、NTTドコモ、NTTコム)としてみると、21万の減少となっている。他方で、KDDIグループは8万の増加、電力系事業者は9万の増加となっている。

このように、固定系ブロードバンド市場の小売市場については、地域ブロックごとに競争状況に差異はあるものの、総じてNTT東西のシェアは高い状態が継続している。

【固定系ブロードバンドの契約数の推移(地域ブロック別)】



【固定系ブロードバンド市場の事業者別シェアの推移(地域ブロック別)】



(参考) FTTH市場（小売）競争状況

電気通信事業分野における市場検証(令和3年度) 年次レポート

③ FTTH市場

ア 小売市場

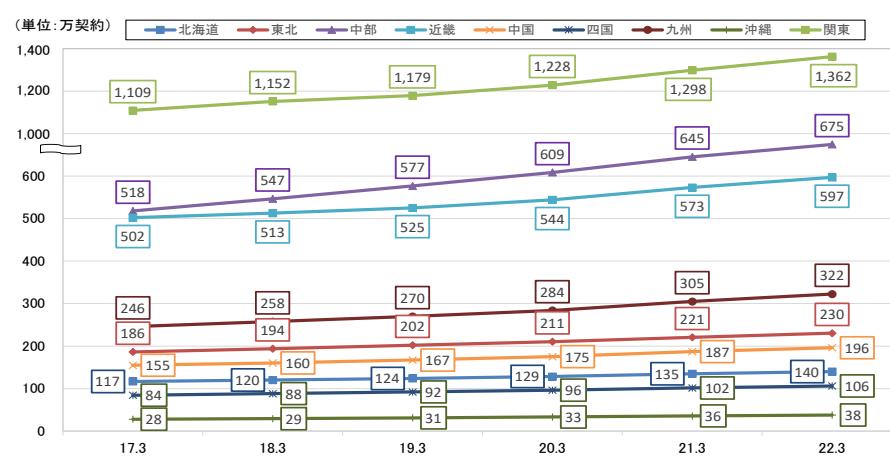
市場構造に関する指標として、地域ブロック別の事業者別シェア等を確認したところ、北海道・東北・関東においては、NTT 東西のシェアが約70～80%と高い状態が続いている。中部・沖縄においては、KDDI グループが一定程度のシェアを有しているものの、NTT 東西のシェアが 50%を超える状態が続いている。近畿・中国・四国・九州においては、電力系事業者が一定程度のシェアを有しているものの、NTT 東西のシェアが 50%を超える状態が続いている。

市場全体の動向に関する指標として、地域ブロック別の FTTH 契約数の推移等を確認したところ、FTTH 契約数は、いずれの地域ブロックにおいても、緩やかに増加している。

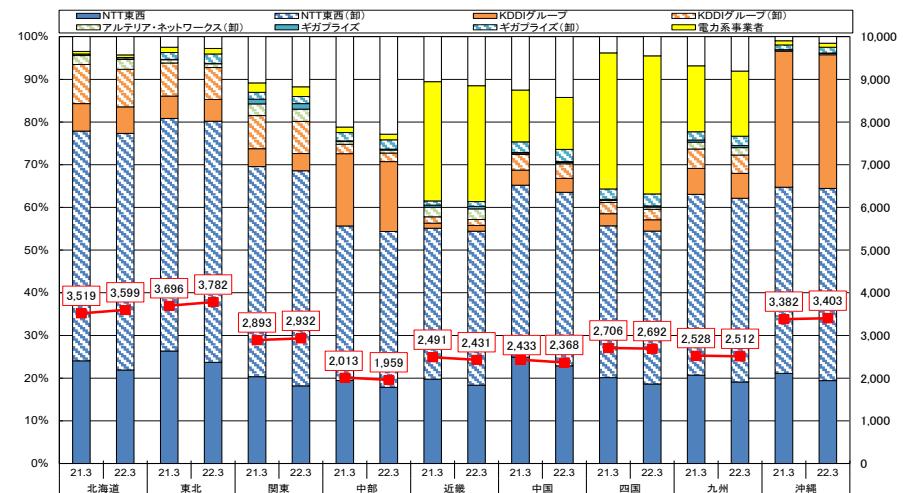
事業者のサービス間の代替性に関する指標として、主要各社の契約数(卸電気通信役務の提供に係るものは含まない。)の増加数・減少数等を確認したところ、主要各社の契約数について、2021 年度においては、NTT 東西は 34 万の減少、NTT ドコモは22 万の増加となっており、NTT グループ(NTT 東西、NTT ドコモ、NTT コム)としてみると、12 万の減少となっている。KDDI グループは 4 万の増加、電力系事業者は 9万の増加、ソフトバンクは 33 万の増加となっている。なお、参考として、サービス提供主体別のシェアを確認したところ、個社別では、NTT ドコモが 19.8%とシェアアップであり、ソフトバンク(11.9%)、NTT 東(9.8%)、NTT 西(9.2%)の順となっている。

このように、FTTH 市場の小売市場については、地域ブロックごとに競争状況に差異はあるものの、設備設置事業者別のシェアをみると、総じて NTT 東西のシェアは高い状態が継続している。一方で、全国単位ではあるが、サービス提供主体別のシェアをみると、NTT ドコモがシェアアップとなるなど、シェア構造は大きく異なっている。ただ、この場合でも NTT グループのシェアは 40%を超えており、低下傾向にありつつも、依然としてシェアが高い状態が継続している。

【FTTHの契約数の推移(地域ブロック別)】



【FTTH市場(小売市場)の事業者別シェアの推移(設備設置事業者別) (地域ブロック別)】



電気通信事業分野における市場検証（令和3年度）年次レポート

③ FTTH市場

イ卸売市場

市場構造に関する指標として、地域ブロック別の事業者別シェア等を確認したところ、関東及び沖縄を除き、NTT 東西のシェアは 80%を超えており、関東においても、NTT 東西のシェアは 70%を超えていている。沖縄においては、KDDI グループが一定程度のシェアを有しているものの、NTT 東西のシェアは 50%を超えていている。市場全体の動向に関する指標として、地域ブロック別の FTTH 卸契約数の推移等を確認したところ、FTTH 卸契約数は、いずれの地域ブロックにおいても、緩やかに増加している。

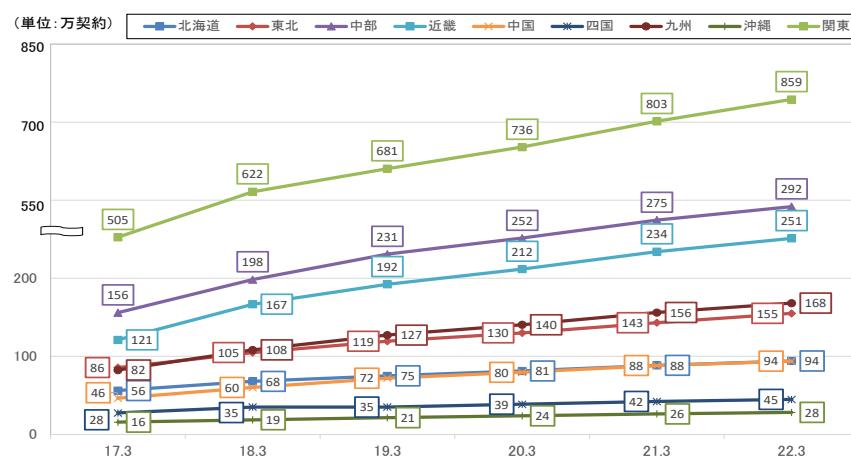
事業者のサービス間の代替性に関する指標として、主要各社の卸契約数の増加数・減少数等を確認したところ、主要各社の卸契約数について、2021年度においては、NTT 東西は105万の増加、KDDI グループは1万の増加となっている。

なお、参考として、NTT 東西のサービス卸に関する各種の指標を確認した。まず、サービス卸の契約数は増加し続けており、NTT 東西の FTTH 契約数におけるサービス卸契約数の割合も上昇を続け、70%程度となっている。他方で、サービス卸の卸先事業者数はほぼ横ばいとなっている。また、サービス卸の契約数に占める NTT グループへの卸契約数の割合は、50%程度の水準を推移しており、卸先事業者の形態別にみると、MNO が 70%を超える水準で推移している。

また、参考として、地域ブロック別の光ファイバ回線の設備シェアの推移を確認したところ、北海道・東北・関東においては、NTT 東西のシェアが80%を超えており、中部・近畿・中国・四国・九州・沖縄においては、KDDI グループ、電力系事業者又はCATV 事業者が一定程度のシェアを有しており、特に近畿においては、NTT 東西のシェアは50%台である。

このように、FTTH 市場の卸売市場については、一部の地域ブロックを除いて、NTT東西がシェア2位以下の事業者を大きく引き離し、圧倒的なシェアを有している状況にある。

【FTTHの卸契約数の推移(地域ブロック別)】

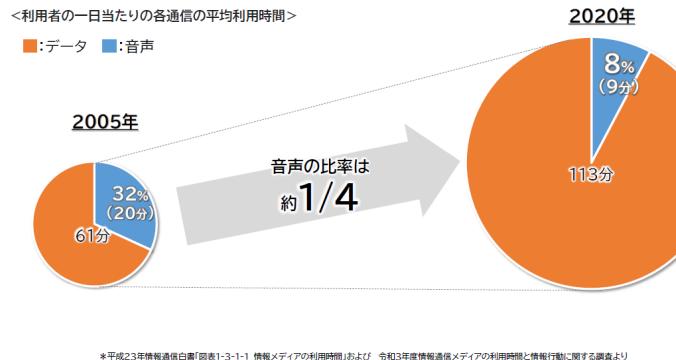


【FTTH市場(卸売市場)の事業者別シェアの推移(設備設置事業者別) (地域ブロック別)】



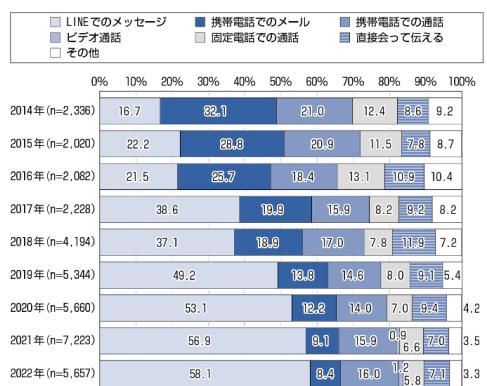
(参考) 固定電話からの代替となりうるその他のサービスの状況

【コミュニケーションに音声が占める割合】



(出典) 上限価格方式の運用に関する研究会(第1回)
NTT東日本・西日本提出資料

【友人に日常会話を伝えるために最も多く使う手段の年次推移(単一回答)】



注1：携帯電話所有者で、1年内にそれぞれの相手と連絡をとった人が回答。

注2：携帯電話での通話は、LINEやSkypeなどを用いた通話も含む。

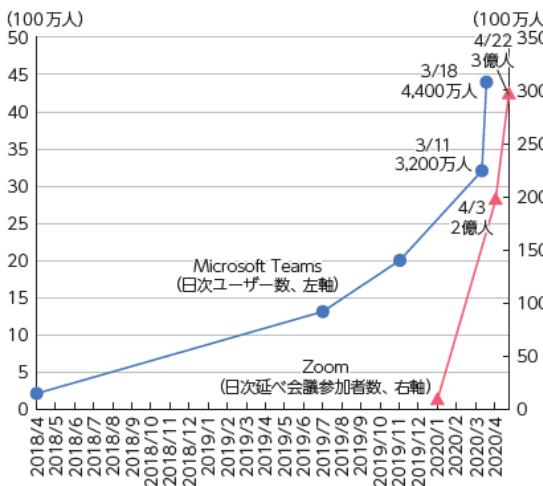
注3：「その他」は「パソコンを用いたメール」と2014年、2015年、2016年は「手紙」を含む。

注4：ビデオ通話は、2021年から範囲。

出典：2014年-2022年一般向けモバイル動向調査

(出典) モバイル社会白書(2022年版)

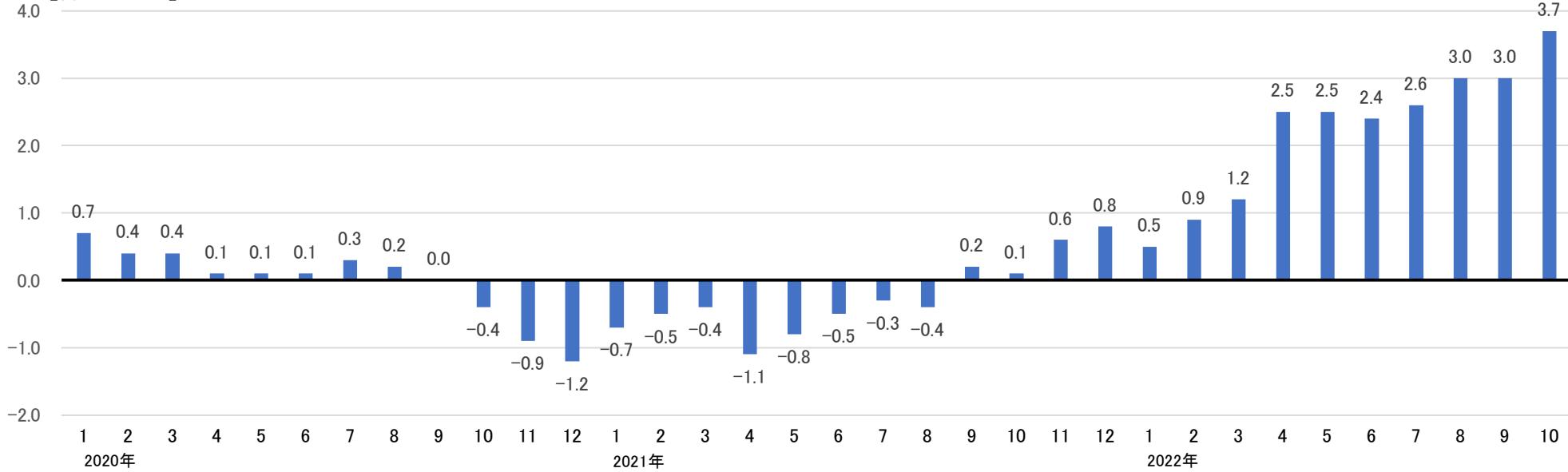
【オンラインコミュニケーションツール(Microsoft Teams及びZoom)の利用状況】



(参考) 最近の消費者物価指数変動率の推移

指数変動率の推移

【月次ベース】



【年次ベース】

